



# 経理の窓 5月号

平成27年5月1日号

庭の隅のスズラン、黄緑の葉が新鮮で白の小さな花に香りも控えめ、いつの間にか増えてます。

今月の税務	法人税 地方税	: 3月決算法人の確定申告と納付 : 自動車税の納付
-------	------------	-------------------------------

## 消費税法の一部が改正されました。

簡易課税の事業区分の適用は、消費税額の計算に影響があります。3月決算では、消費税の増税による影響（納税額の増加）に驚きました。

### 《簡易課税制度のみなし仕入率の見直し》

原則として、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

#### [改正の概要]

平成26年3月の改正で、簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されました。

金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業に（みなし仕入率60%から50%に）

不動産業が、第五種事業から新たに設けられた第六種事業に（みなし仕入率50%から40%に）

〈経過措置〉

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から、2年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間）は、改正前のみなし仕入率が適用されます。

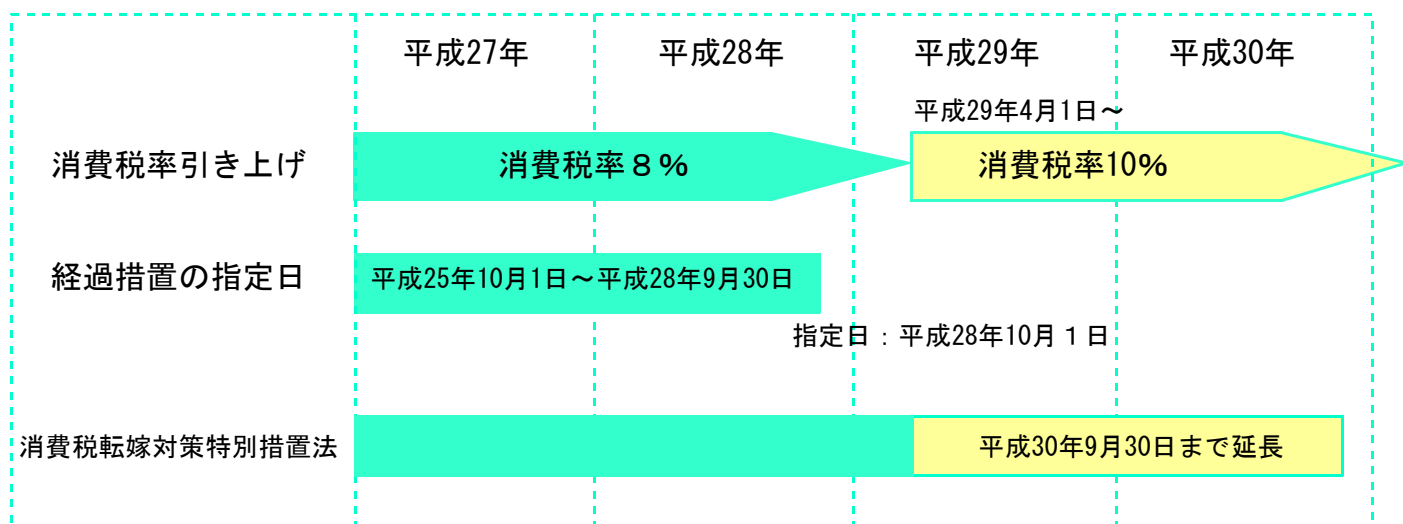
事業区分・みなし仕入率	改正前	改正後
第一種事業・90%	卸売業	卸売業
第二種事業・80%	小売業	小売業
第三種事業・70%	農林水産業・鉱業 建設業・製造業	農林水産業・鉱業 建設業・製造業
第四種事業・60%	料理飲食業・金融保険業	料理飲食業
第五種事業・50%	運輸・通信業 サービス業・不動産業	運輸・通信業・サービス業 金融保険業
第六種事業・40%		不動産業

\* 製造小売業は、第三種事業になります。加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は、第四種事業になります。（例 材料の提供を受ける建設業）

\* 事業の用に供していた固定資産等の譲渡は、第四種事業になります。固定資産等は、建物、建物付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、無形固定資産のほかゴルフ場利用株式等をいいます。

## 《消費税率及び地方消費税率の引き上げ等》

- ①平成27年4月の消費税法の一部の改正で、消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引き上げ時期が、**平成29年4月1日**とされました。
- ②経過措置の指定日の改正  
消費税率10%への引き上げに伴う適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする等の改正が行われました。
- ③消費税転嫁対策特別措置法の期限が、平成29年3月31日から平成30年9月30日までに延長されました。（総額表示義務の特例の適用期限が平成30年9月30日まで延長）



## 《平成27年4月の消費税のその他の改正》

- 「輸出物品販売場制度の見直し」「国境を超えた役務に対する消費税の課税の見直し」「芸能・スポーツ等の役務の提供の課税方式の見直し」がされています。
- 詳しくは、平成27年4月の税務署の『消費税法改正のお知らせ』をご覧ください。

